

健康はちのへ21ポイントアプリ（仮称）  
開発等業務委託公募型プロポーザル仕様書

令和4年6月

八戸市 健康部 保健所 健康づくり推進課

## 1 業務仕様書の位置づけ

本仕様書は、八戸市（以下「市」という。）が実施する健康はちのへ21ポイントアプリ事業に係るアプリの開発及びポータルサイト構築業務、保守業務の仕様を取りまとめたものである。内容は、事業全体の概要説明の他、基本要件、機能要件、運用要件等で構成する。

## 2 健康はちのへ21ポイントアプリ事業内容

### (1) 目的

市民が気軽に楽しく健康づくりに取り組むことができるスマートフォン向け健康ポイントアプリ（以下、「アプリ」という。）を開発し、健康活動等に応じてポイントを付与するとともにインセンティブを提供することで、健康づくりに向けた行動を促し健康寿命延伸を目指すことを目的とする。

また、八戸市健康増進計画「第2次健康はちのへ21」において、「健康づくり戦略」を「9つの領域<sup>\*</sup>」に分け、市民のチャレンジ目標を設定していることから、これに沿った健康づくり活動等に対し、健康ポイントを付与することで、当該計画の普及啓発を図るとともに、市民の健康づくりを推進する。

※①栄養・食生活、②身体活動・運動、③こころの健康、④喫煙、⑤飲酒、⑥歯・口腔の健康、⑦がん、⑧循環器疾患、⑨糖尿病

### (2) 対象者

満18歳以上の八戸市在住者

### (3) 参加想定人数

2,000人以上

### (4) 健康ポイント付与

ウォーキング、健康診査又は各種がん検診の受診、健康教室の参加等の健康づくり活動などに参加した場合、健康ポイントを付与する。

### (5) インセンティブ提供

スマートフォンアプリをとおして、抽選で健康アプリポイントを景品と交換することでインセンティブを提供する。

### (6) 専用ポータルサイトの構築

本アプリ及び他課で導入予定の子育てを支援するアプリを周知するポータルサイトを構築する。

## 3 業務概要

### (1) アプリの開発

健康ポイント付与及びインセンティブ提供のために、次の要件を満たすアプリを開発すること。

## ア 基本要件

- ①iOS 及びAndroid OS に対応すること。
- ②アプリをApp Store 及びGoogle Play で公開すること。アプリ公開用説明の作成や公開に要する手続及び費用は受託者が負担すること。  
なお、説明内容に関しては、事前に市と協議すること。
- ③アプリの提供者は受託者とする。
- ④アプリは無償で利用できること。
- ⑤アプリのダウンロードそのものは、居住地や年齢等によらず誰でもできるものとする。
- ⑥アプリ利用開始時、利用者にID を付与すること。付与にあたって、原則、個人情報を収集しないこと。ただし、利用者の集計分析に必要な利用者属性（年齢、性別等）は入力させること。なお、ID 等の付与に個人情報を入力する必要がある等、これによることが難しい場合は、個人情報の管理方法等について市と協議すること。
- ⑦利用者のスマートフォン機種変更時には、データを引き継ぐことができること。
- ⑧利用者が付与された健康ポイントの記録及び管理、景品抽選への申込が可能であること。  
なお、景品抽選申込にあたっての送付先は、八戸市内限定とし、郵便番号・住所・氏名・希望の抽選コースを入力させること。
- ⑨利用者の継続利用のために、「見やすい画面」や「アプリ内の画面タッチ数を極力少なくし手間を省く」など、創意工夫をすること。

## イ 健康ポイント付与要件

- ①別紙3「ポイント付与要件」を満たすアプリ利用者に対し、健康ポイントを付与すること。  
また、ポイント付与にあたっては、自動計算又はQRコード読取り、~~位置情報の送信~~アンケート回答等アプリ利用者自身の操作のみで付与できること。  
なお、これ以外の受託者が提案する付与要件がある場合は、市との協議により追加すること。また、付与ポイント数は市と協議のうえ、決定すること。

## ウ インセンティブ提供要件

- 利用者によるアプリの操作により、付与された健康ポイントが一定数貯まった場合、随時、希望の抽選コースに申込できるようにすること。
- ①抽選は1年に1回から2回を想定し、管理システムで自動抽選、当選有無の通知をする。
  - ②管理システムから、当選者及びコースの一覧を出力できるものとし、景品の手配は市が行う。
  - ③応募は、18歳以上の八戸市在住者のみ可能とする。

## エ 利用者へのメッセージ送信

- 利用者に対し、アプリ起動を促すメッセージ等を定期的に自動で通知すること。  
また、市が利用者に随時、健康づくり活動等に関する情報を配信できること。

## オ グループ機能

利用者が、友人や家族等と互いに健康づくりへの意識を高められるよう、ID等でグループを作成できる機能を持たせ、グループ内の個人毎の総獲得ポイント数ランキングを表示できること。

## カ ランキング表示

利用者全体における個人及びグループ毎の総獲得ポイント数ランキングを表示できるようにすること。

## キ データセンター及びサーバー環境要件

市は、受託者からの提案に基づき、利用するデータセンターを決定する。

- ①要件に応じた適切なサーバー領域を確保すること。
- ②適切なウイルス対策を実施するほか、セキュリティパッチの適用等、常に最新の環境での運用を確保すること。
- ③稼働に必要なすべてのソフトウェア等は提案に従い、全て受託者側で準備設定等を行うこと。
- ④第三者からの不正アクセス等に対するセキュリティ対策を確保すること。

## (2) 専用ポータルサイトの構築

本アプリ及び当市で導入予定の子育て支援に関するアプリについて、幅広く周知するための専用ポータルサイトを構築すること。

## (3) 管理システムの構築

次の要件を満たしたアプリ及びポータルサイトの管理システムを構築し、市の担当者へ向けた操作研修を実施すること。

- ア 利用者へのポイント付与履歴及び入力された情報等を閲覧できること。また、CSV形式で出力できること。
- イ 利用者（アプリを起動していない利用者を含む。）に市が任意のメッセージを発信することができること。
- ウ アプリを経由してアンケートを収集し、集計できること。
- エ 管理システムログインに際し、ID及びパスワードを付与するなどのセキュリティを有すること。
- オ 管理システム用パソコン1台設置すること。

パソコンの仕様は下記のとおりとし、同等品以上のものを設置すること。

- ・仕様 15.6 インチノート型パソコン 台数: 1 台

OS : Windows10Pro /CPU : Corei3 /メモリ : 8GB /HDD : 500G

その他 : Office Presonaru2021 / 5年保証 (保守)

#### (4) 保守管理

- ア 24時間の安定稼働を実現するため、必要な保守を実施すること。
- イ 障害が発生した場合は、速やかに市に報告し対策を講じること。
- ウ 障害対応後は、その原因を分析し、同様な障害が発生しないよう是正措置及び予防措置を講じること。
- エ 市民からの問い合わせ対応業務として、次の要件を満たすこと。
  - ・対応時間は9時から17時までとする。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日、12月29日から翌年1月3日までは除く。)
  - ・業務を行うに当たり必要な機能を備える機器を十分な台数用意すること。
  - ・問い合わせ業務に係る費用は保守契約金額に含めること。

#### (5) その他

その他、別紙2「はちのへ21ポイントアプリ(仮称)開発等機能要件一覧表」の機能要件を満たすとともに、資料「八戸市情報セキュリティ基本方針」を遵守すること。

### 4 成果物

受託者は、【開発・構築業務】(1)、(4)以外の次のドキュメントを紙媒体で1部及び電子媒体(CD-R又はDVD-R)で1部、各業務の終了の都度速やかに提出すること。

なお、電子データについてはMicrosoft Office形式で提出すること。受託者が有する設備環境上、同形式での提出がし難い場合はPDF形式で提出すること。

#### 【開発・構築業務】

##### (1) プログラム等

本業務で市向けに開発する、アプリ及びポータルサイト、管理システム(以下「アプリ等」という。)

##### (2) 実施計画書等

本業務の実施内容、管理体制・管理方法・全体工程表・詳細スケジュール(少なくとも1週単位)・作業体制(運用保守含む)等を明記したもの、作業着手届及び作業従事者届(略歴・秘密保持に関する誓約含む)

##### (3) システム関係図書

アプリ等の基本設計、詳細設計、データベース定義書及びコード定義書、テスト計画書、テスト報告書等

##### (4) 成果報告書

本業務に関する実績、効果、検証等を盛り込むこと。また、業務完了時までには、報告書は冊子で2冊及び電子データ一式(CD-R等に記録したもの)で提出すること。

(5) 進捗・作業報告書

進捗報告書（定期的に提出）、課題管理表及び構築作業等の作業報告書等

(6) 手順書

アプリ等の取扱いガイド及び市職員が本システム操作時に参照する操作手順書

(7) 議事録

出席者・実施日時・打合せ内容・発言者・決定事項等を明記したもの

(8) 業務完了報告書（任意）

(9) その他成果物

その他、市と協議の上、必要と判断した成果物があれば別途提出すること。

**【保守業務】**

(1) 保守業務報告書（毎月）

運用開始後、保守業務委託契約に基づき毎月提出すること。

(2) 利用者情報

市の求めに応じて随時提供すること。

**5 疑義等**

- ①受託者は、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難い事由が生じた場合及び本仕様書に記載のない事項については、市と協議の上、市の指示に従い業務を実施すること。
- ②本業務の履行に必要な物品の納入、調整作業等については、本仕様書に明記されていない事項であっても、受託者の責任において用意、実施すること。
- ③その他本業務の履行に必要と認められる事項については、本仕様書に記載のない事項であっても、市と協議の上、実施すること。